

自社株の贈与（相続）の大チャンス到来！！

国税庁のホームページをご覧ください。

当事務所は無料の説明を実施しています。

(国税庁のホームページ)

非上場株式等についての贈与税・相続税の 納税猶予・免除(事業承継税制)のあらまし

- 事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年(2018年)4月1日から 平成35年(2023年)3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年(2018年)1月1日から 平成39年(2027年)12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(4ページ、8ページ)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	あり(9ページ)	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の 推定相続人・孫への贈与

(以下 11 ページ)



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL:(0532)53-5333(代) FAX:(0532)53-5118

税理士法人 大平経営会計事務所 殿

FAX: 0532-53-5118

国税庁のホームページ資料の説明(無料)を希望します。

[事務所処理欄]

令和 年 月 日

課	コーディネーター

商号		担当者名	
住所	〒		
TEL	()	FAX	()

※ ご記入またはゴム印を押してください

[令和元年9月13日改訂]